

自然災害に対する 保険・共済での備え



自然災害の傾向と 保険の支払い状況

2011年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とするM9.0、最大震度7という未曾有の巨大地震が発生しました。現在も多くの方が被災状況にあります。

日本は、その位置や地形地質などの自然条件から、地震や津波、火山噴火だけでなく台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害などの自然災害が発生しやすい国土です。マグニチュード6以上の地震は、全世界の20.5%が世界の0.25%の国土面積でしかない日本で発生しています(平成22年防災白書)。また平成21年度に震度1以上を観測した地震は1652回(気象庁、気象統計情報)。浅間山、三宅島、阿蘇山、桜島においては噴火が観測されました。最近では宮崎県の新燃岳が噴火し、その被害は莫大なものになっています。

近年では自治体の防災への施策が進み、台風等での甚大な災害発生件数は減少傾向にありますが、温暖化などによる気象状況の激変により、ゲリラ豪雨等で集中豪雨になるなど、ピンポイントでの大きな災害が増えています。

このような予測できない自然災害や事故から自分の財産を守るための保険が「火災保険」や「地震保険」です。

火災保険の保険金支払件数の第1位は「落雷」です。電源ケーブルや電話線、パソコンのLANケーブル等を通して建物内外の電気機器に被害を与えます。電源の有無は関係なく、直撃でなくてもショックですべての電化製品が壊れてしまうこともあります。建物に固定したものは建物の火災保険で対応できますが、電話機やパソコン・テレビなど家電製品を対象にするためには、「家財」にも火災保険をかける必要

があります。

次に多いのが「風災、水災、雪災」です。強風を伴う台風はその経路によっては各地に多大な被害(風災)をもたらし、集中豪雨によって大規模な水害(水災)が発生します。風災(雹災、雪災含む)の場合は火災保険の対象になりますが、20万円以上の損害でないと1円も保険金が出ませんし、「住宅火災保険」では水害(洪水、高潮、土砂崩れ)には保険金は支払われません。仮に「住宅総合保険」に加入していても、水害の場合は支払条件があり保険金にも条件がついてしまいます(図表1参照)。

保険会社独自の 保険商品が増加

長年、このような「住宅火災保険」と「住宅総合保険」が主流で、保険料も補償の内容も保険会社による違いはなく一律の内容でしたが、1996年4月に改正された新保険業法施行で保険が自由化されてからは、各保険会社独自の商品が開発されるようになりました。

近年の火災保険では、オールリスクタイプのものが主流になり、風水害などの自然災害に対しても実損害をカバーするものや、個々のリスクに合わせ

て補償を選択できる商品が増えてきています。構造区分や料率の改定、割引制度の導入などにより、「補償が増えて保険料が安くなる」ケースもあります。また、物価の変動によって保険金額が不足していると、万一の事故の場合に十分な補償が受けられないということが起こりますので、長期の火災保険を契約した方などは契約内容を見直す必要があります。

注目される「地震保険」

一方、同じ自然災害でも、「地震・噴火・津波」を原因とする火災・損壊・埋没・流失(雪崩や液状化等も含む)での被害は火災保険では補償されないもので、「地震保険」にも加入する必要があります。

建築基準法の度重なる改正により建物の安全性は高まり、耐震・免震構造の建築物も増えているため、先の東日本大震災の際には、M9という巨大地震にも関わらず、多くの建物は倒壊しませんでした。しかし、直後に発生した巨大津波による家屋の流失、地盤の陥没、雪崩や液状化による倒壊など、地震を起因とするいわゆる「2次災害」

図表1 ■ 住宅総合、住宅火災保険の支払い内容

住宅 火災	火災	火災によって保険の対象が直接受けた損害
	落雷	落雷によって保険の対象が受けた衝撃損害
	破裂・爆発	破裂または爆発によって保険の対象が受けた衝撃損害
住宅 総合	風災・雹災・雪災	台風、旋風または暴風雨などの風災、雹災または豪雪、雪崩などの雪災によって保険の対象が受けた損害(損害額20万円以上の場合全額支払い)
	物体の落下、飛来、衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊によって保険の対象が受けた損害
	水濡れ	建物内外の給排水設備の事故または他の個室で発生した事故で、漏水、放水、溢水が原因で生じた水濡れによって保険の対象が受けた損害
	騒じょうや集団行動・労働争議	数世帯以上の平穏が害されるようなデモや集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為によって保険の対象が受けた損害
	盗難	盗難によって保険の対象である建物や家財などに生じた盗取、損傷、汚損
	現金、預貯金証書の盗難	家財を保険の対象とした場合、保険証券に記載の建物内で、現金が盗まれたことによる損害や預貯金証書が盗まれて直ちに届け出たものの、預貯金が払い戻されたことによる損害(一定額が限度。盗難の場合のみ)
	水災	台風・暴風雨・豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れなどの水災によって保険の対象が受けた損害(支払条件、制限あり)

出所：筆者作成



岡部朱美氏 (AFP 認定者)

Profile

(おかべ・あけみ) 株式会社アドバンス代表取締役。1991年損害保険、生命保険の代理店業務を開始。ファイナンシャル・プランナー事務所を併設し、リスク分析、損害事故相談、住宅ローンや保険の見直し業務を中心にコンサルタント。トータルライフコンサルタント (生命保険協会認定 FP)、宅地建物取引主任者、住宅ローンアドバイザーなどとしても活動。

図表2 ■ 地震保険の年間保険料

保険期間1年、地震保険の保険金額100万円当たり

等地および構造		イ構造※	ロ構造※
1等地	岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	500円	1,000円
2等地	北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、大分県、宮崎県、沖縄県	650円	1,270円
3等地	香川県	650円	1,560円
	茨城県、山梨県、愛媛県	910円	1,880円
	徳島県、高知県	910円	2,150円
	埼玉県、大阪府	1,050円	1,880円
4等地	千葉県、愛知県、三重県、和歌山県	1,690円	3,060円
	東京都、神奈川県、静岡県	1,690円	3,130円

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分される。

イ構造→主として鉄骨・コンクリート造の建物 (火災保険の構造がM・T構造または1・2級構造の場合)

ロ構造→主として木造の建物 (火災保険の構造がH構造または3級構造の場合)

(注1) 建物・家財とも同じ料率である。

による被害により、地震保険の総支払額は過去最高の1兆円規模になると予測されています。

地震保険は支払総額が1150億円を超えると政府が一部を負担する仕組みで、1回の地震での総支払金額は5兆5000億円です。民間の損保各社の負担額は5000億～6000億円となりますが、政府と損保業界は合わせて約2兆3000億円を積み立てていますので (政府は地震再保険特別会計を取り崩して対応するため)、新たな財源を確保することなく、保険金は加入者全員に迅速に支払うことが可能です。

地震保険は単独では契約できず、火災保険の保険金額の50%までしか契約できません。これは巨大地震が発生した場合でも保険金の支払いに支障をきたさない範囲の引き受けにとどめるためです。また、損害を3区分 (全損・半損・一部損) に分類し保険金額に一定の率を乗じたものを保険金にすることで、保険会社は短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ正確に保険金を支払うことができます。地震保険は被災物件の完全復旧はできないかもしれませんが、迅速に支払われる保険金は用途を限定されないため、被災者の生活再建のために非常に有益な保険といえ

ます。

2009年度末の地震保険の全国平均加入率は23%、地震被害の多い宮城県では32.5%になっています (出典：損害保険料率算出機構)。

2001年からスタートした建築年割引 (10%)、耐震等級割引 (10～30%) に加え、2007年に免震建築物割引 (30%)、耐震診断割引 (10%) が導入され、契約期間2～5年の長期割引、地震保険料控除の制定など、国の地震保険普及政策が推進されたことも、加入率増加につながっています。

また2010年1月の改定では、建物の構造区分の判定基準をわかりやすくするために、建物の主要構造部の材質・仕様によって判断する基準から、納税や不動産取引の書類に記載されている「建物の種類」と法令上の「建物の性能」で建物の構造区分を判定することになり火災保険の構造級別をもとに判断されることになりました (省令準耐火建物は今まではロ構造でしたが、火災保険ではT構造 (耐火) になるため、イ構造となり地震保険料は約半分になります)。

最近では「地震保険でカバーできない残り半分の補償をカバーする」特約が一部の保険会社で販売されています。

また、火災保険の加入を必要としな

い、地震被災者のための生活再建費用を補償する保険を販売する少額短期保険株式会社も登場しています。

「共済」加入の注意点

損害保険会社の火災保険のほかに、県民共済、JA 共済などでも同様の補償があります。「共済」はもともと「助け合い」の制度で法的な認可が必要ありませんでしたが、2005年7月の保険業法改正により根拠法のない無認可共済はなくなり、従来商法の適用を受けていなかった共済も、2010年施行の保険法の適用を受けるようになりました。JA 共済は「農業協同組合法」、全労済・県民共済等は「消費者生活協同法」というように、契約者保護のための法律が定められています。

共済掛金は一般的に低廉ですが、「保険金」ではなく「共済金」「地震等見舞共済金」として上限が設定され、損壊状況による支払い割合が設定されているので、修理費用の実額が補償されるわけではありません。また、補償の上限が低く設定されているタイプもあり、共済金だけでは完全復旧できない場合があります (今回の大規模地震に際してJA 共済では、削減せず自然災害共済金を支払うことを決定しています)。

大震災の影響で、今後新たに地震保険に加入する方が増えてくると思いますが、こういった地震保険の上乗せがあることは一般にはまだまだ周知されていません。また、地震の場合は、建物よりも家財の損害割合が大きくなる傾向がありますので、家財への地震保険加入も必要です。傷害保険や自動車保険でも「特約」を付けることで地震や津波等の自然災害での補償を確保することができます。FPはお客様のライフプランのご提案等をするうえで、こういった損害保険の仕組みや内容をよく理解しておきましょう。

また、実際の契約の内容は保険会社ごとに異なる点がありますので断言を避け、ご加入の保険会社に直接問い合わせていただくようにアドバイスしてください。

